

【協定第32号】

保健衛生の取扱いについて

保健衛生の取扱いについて、下記のとおり報告します。

平成16年7月28日

白石・福富・有明3町合併協議会
会長 喜多輝昭

記

協 定 項 目	保健衛生の取扱い
調 整 の 内 容	(1) 各種健康診査については、合併時に検診内容・対象者の統一を図る。
調整の具体的内容	1. 成人健康診査の個人負担額については、各種健診費用の3割を原則とし、合併時調整する。
上記内容の調整結果	1. 成人健康診査の個人負担額は、第3回協議会で確認されました協議事項調整内容の調整案どおり ① 基本検診 1,300円 ② 肝疾患検診 0円 ③ 胃がん検診 1,000円 として、合併時より徴収します。

保健衛生の取扱い

(単位:円)

区 分		白 石 町	福 富 町	有 明 町	調 整 案
基本健診 (39歳以下)	対 象 者	18歳から39歳	18歳から39歳	—	18歳から39歳
	個 人 負 担	1,300	1,300	—	1,300
肝疾患検診	対 象 者	30歳以上	30歳以上	30歳以上	30歳以上
	個 人 負 担	0	0	400	0
胃がん検診	対 象 者	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上
	個 人 負 担	900	900	1,000	1,000